

2022年5月19日 制定

2022年10月20日 一部改訂

新型コロナウイルス対策タスクフォース

イベント開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

趣旨

本ガイドラインは、イベント等（オンラインを除く）を開催する際に実施しなければならない新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止のための基本対策を示すものである。

なお、対面式のイベント等の開催が可能となるのは、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため東京大学の活動制限指針 2022（2022.4.1 更新）」レベル B 以下（レベル C 以上は原則オンライン開催）である。

- ◇ イベント開催者は、施設管理者と十分な調整を図った上で、本ガイドラインに示す具体的な対策を徹底し、感染予防、感染拡大防止に遺漏なく取り組まなければならない。
- ◇ 施設管理者は、イベント開催者の感染対策を確認の上で、施設の使用を許可しなければならない。

ガイドラインの対象

- ◇ 本学及び本学関連団体が学内外で開催するイベント等
- ◇ 学外者が本学施設を使用して開催するイベント等
（イベントの例）
学会、研究会、講習会、講演会、文化行事（演奏会等）公的試験、見学会など
※ 学生団体主催のイベント等は対象外

感染予防、感染拡大防止のために実施しなければならない具体的な対策

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

- ◇ イベント参加者及び主催者の施設内におけるマスク着用の徹底。
- ◇ 実施上の必要性又は安全確保上、やむを得ない場合以外の不必要な発声を控えることを促す。
- ◇ 受付は原則対面で行わない。やむを得ず対面の受付を設置する場合は、飛沫防止のために必要な措置をとる。

② 手洗、手指・施設消毒の徹底

- ◇ 除菌に必要なアルコール・雑巾等を持参のうえ、必要に応じて、イベント等で使用する椅子、机、マイク、リモコン等の全備品、ドアノブ、手摺りの除菌を実施する。
- ◇ 手指消毒液の持込・設置を行い、参加者にこまめな手洗い・消毒を呼びかける。

③換気の徹底

- ◇イベント等の開催中は、機械換気設備を常時稼働させるとともに、開始前、休憩中、終了後などに定期的に窓やドアを開放し、換気を行う。
- ◇イベント等の会場のみならず、開催者控室等においても、感染対策を十分に行う。

④参加者間の密集回避

- ◇各施設・教室の感染対策時定員・試験定員を厳守する。
- ◇資料等の配付は、手渡しではなく机上据置等の方式で実施する。
- ◇イベント等の開始前後を含めて、常に参加者間の距離を確保できるような動線及び座席配置とする。
- ◇楽器の演奏及び歌唱を伴うイベント等は、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会の「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び一般社団法人全日本合唱連盟の「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（それぞれイベント開催日時点の最新版）を参考に、奏者と参加者、奏者間の距離を確保するなどの措置を講ずる。

⑤参加者の把握・管理等

- ◇主催者は参加者の健康状態を把握し、以下に該当する者のイベント等への参加を認めない。
37.5℃以上又は平熱よりも1度以上の発熱がある者、感染を疑う症状のある者、体調が優れない者、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状のある者、新型コロナウイルス感染症に罹患し回復していない者及びその濃厚接触者で隔離期間に該当する者。
- ◇イベント等の実施中に、参加者の中から発熱など体調不良者が発生した場合の対応を予め定めておくこと。
- ◇万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者等の名簿を適切に管理する。参加者等の座席情報などを把握できるようにすると、なお望ましい。

⑥飲食を伴う場合の対策

- ◇イベントが公的業務としての性格をもち、イベントに伴う懇親会が公的業務と関連性が強く業務遂行上必要であると開催責任者が判断した場合は、開催責任者の責任において、感染拡大防止対策を講じた上で懇親会を開催することは妨げない。
- ◇イベント等で参加者が飲食する際には相互に感染させるリスクが高まることを十分認識し、参加者内で感染者やクラスターが発生しうることも想定した上で、飲食の要否、対策について主催者としての責任をふまえて検討する。
- ◇イベント等の休憩時間に飲料を提供する場合、懇談の際はマスクの着用を徹底するよう呼びかける。
- ◇終日のイベント等で参加者が個々に食事をする必要がある場合は、感染防止対策を講じた上で黙食を徹底するよう呼びかける。

●具体的な対策について

■参加対象

- ・参加者が不特定多数とならないよう、また、万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者の名簿を適切に管理すること。
- ・懇親会への参加を強制しないこと。

■懇親会の計画

- ・会食における感染のリスクは非常に高いことを十分に理解した上で、懇親会の開催が業務遂行上、真に必要なかを慎重に判断すること。
- ・公的業務との関連性の強いものであっても、同一研究室・部署内での懇親会で感染者が発生した場合は、教育・研究・大学運営活動の低下につながることもあり得ることに留意して懇親会開催の可否を判断し、実施計画を検討すること。
- ・自治体の認証を取得した飲食店を選ぶ。
- ・飲食しながら会話する必要が生じにくいような運営を心がける。
- ・なるべく人数を絞り短時間で開催することが望ましい。長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・開催責任者の判断において事前に検査を実施することは妨げないが、検査の精度・感度には限界があり、検査結果が陰性であることは安全性を担保するものではないことを十分に理解して対応すること。

■感染リスクを避けた行動

- ・過度な飲酒は控える。飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・飲酒の有無によらず、大きな声での会話や密集を伴う状態で、集団で飲食をすることが感染拡大のリスクになることに十分留意する。
- ・食器類などの共用はしない。
- ・座席又は飲食スペースから移動して歓談を行う際は、飲食をせず、マスクを着用し、お互いに十分な距離がとれるように注意する。

■参加者に感染が疑われる者および感染者が発生した場合の対応

- ・懇親会参加者が、当日、翌日、翌々日に発熱など体調不良が生じた場合や、後日懇親会参加の翌々日以前が発症日となる新型コロナウイルス感染の罹患が明らかになった場合に、連絡すべき懇親会事務局や代表者などを予め定め、参加者に周知しておくこと。
- ・感染者が発生した場合には、個人が特定されるような情報を伏せた上で感染伝播リスクが考えられる参加者にそのことを伝達し、体調管理など適切な対応がとれるようにする。
- ・懇親会で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者は、原則的に濃厚接触者に該当する。濃厚接触者に該当する場合には、自治体やそれぞれの所属先のルールに従って自宅待機等適切な感染拡大防止対策をとること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診すること。